

一般社団法人Japan Music Excellence Association 会員規約

第1条（目的）

一般社団法人 Japan Music Excellence Association（以下、JMEAという）の会員制度およびJMEAが提供する各種事業の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用）

本規約は、JMEAのすべての会員に適用されるものとする。

第3条（活動内容）

JMEAは、以下の活動を行う。

1. 音楽教育に関する指導法セミナー、フォーラムの運営
2. 音楽学習者の演奏を発表する場の提供と開催
3. 音楽理論検定 Japan Music Theory Ability Test (JAMTAT)の実施と普及
4. 英国王立音楽検定（ABRSM）普及活動
5. 音楽学習に関する出版物の企画・編集・作成および販売
6. 音楽、及び音楽教育に関する商品開発と販売
7. 音楽における国際交流事業の実施。その他、目的を達成するために必要な事業

第4条（会員の種別）

JMEAの会員は、次の種別とする

1. 会員（18歳以上で、JMEAの活動に賛同する音楽指導者、愛好家）
2. その他、JMEAが定める会員

第5条（入会）

1. 入会を希望する者は本規約に同意の上、JMEA所定の方法により申込みを行うものとする。
2. 申込内容を審査の上、入会の可否を決定する。
3. JMEAは、以下の場合に入会を承認しないことができる。
 - (1) 申込内容に虚偽があった場合
 - (2) その他当協会が不相当と判断した場合

第6条（会費等）

1. 入会金は10,000円、年会費は7,000円とする。
2. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。支払い期限は4月末日までとする。（2026年度のみ5月末日とする）

3. 会期の途中で入会した場合も同額を支払う。

第7条（有効期間および更新）

1. 会員資格の有効期間は5月より1年間とする。
2. 会員は、4月末日までの会費納入により更新することができる。
3. 4月末日までに会費が未納の場合、会員資格は自動的に失効する。

第8条（会員の権利）

会員は、以下の権利を有する。

1. JMEAの実施する検定・講座等への参加
2. JAMTAT認定講師への申請
3. JMEAの名称を自己のプロフィール等に記載できる。

第9条（会員の義務）

会員は、以下の義務を負う。

1. 本規約およびJMEAの諸規定を遵守すること
2. JMEAの目的に沿って誠実に活動すること
3. JMEAおよび他の会員の名誉・信用を損なわないこと
4. 登録情報に変更があった場合、速やかに届け出ること

第10条（禁止事項）

会員は、以下の行為を行ってはならない。

1. 教材、試験問題、資料等の無断転載、複製、配布
2. JMEAの名称や資格の不正使用
3. 法令または公序良俗に反する行為
4. その他、JMEAが不適切と判断する行為

第11条（知的財産権）

JMEAが提供する教材、試験問題、資料、コンテンツ等に関する著作権、その他一切の権利はJMEAに帰属する。

第12条（資格の停止および除名）

JMEAは、会員が以下に該当する場合、事前の通知なく資格の停止または除名を行うことができる。

1. 本規約に違反した場合
2. 会費の未納がある場合

3. 当協会の信用を著しく損なった場合
4. その他、当協会が不相当と認めた場合

第13条（サービスの変更・中止）

JMEAは、必要に応じて事前の通知なく事業内容の変更または中止を行うことができる。

第14条（規約の変更）

JMEAは、必要と判断した場合、本規約を変更することができる。

本規約を変更する場合、ウェブサイトへの掲載またはメールでの通知をもって効力を生じるものとする

第15条（協議事項）

本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、JMEAと会員は誠意をもって協議し解決するものとする。

附則

本規約は、2026年4月1日より効力を発する。